

第4回がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議	参考 資料1
令和3年3月5日	

がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議 開催要綱

(目的)

第1条 個人の状態に基づいたがんゲノム医療を実現・普及させるためには、ゲノム情報を解析し最新の医学的知見に基づいて診療を行い、同時に、診療情報を新たな医薬品等の開発に活用する仕組みを構築する必要がある。平成29年6月、厚生労働省「がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会」は、その仕組みの構築にあたり必要な機能やその確保に係る具体的な計画について、報告書を取りまとめた。がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議（以下「運営会議」という。）は、同報告書に基づき、わが国のがんゲノム医療が患者・国民にとって有益なものとなるよう、公平かつ公正で持続可能な仕組みを構築するため、開催するものである。

(検討事項)

第2条 本運営会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討する。

- 一 がんゲノム医療を提供する医療機関
- 二 がんゲノム医療情報の集約・管理・利活用の体制
- 三 質の確保された効率的なゲノム検査実施体制
- 四 がんゲノム知識データベースの構築
- 五 治験情報等の集約と医師主導治験等の支援
- 六 革新的診断法・治療法等を創出する仕組み
- 七 その他、議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本運営会議は健康局長が別紙の構成員・オブザーバーの参集を求めて開催する。

- 2 本運営会議には、構成員の互選により議長をおき、運営会議を統括する。
- 3 本運営会議には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- 4 本運営会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第4条 本運営会議の庶務は、関係各局・各課の協力を得て、厚生労働省健康局がん・疾病対策課が行う。

(部会)

第5条 本運営会議の下、がんゲノム医療の推進を図るため、必要と認める課題について関係者で検討する部会を開催することができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本運営会議の運営に関し必要な事項は、議長が健康局長と協議の上、定める。

がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議 構成員

天野 慎介	全国がん患者団体連合会理事長
石岡 千加史	日本臨床腫瘍学会理事長
北川 昌伸	日本病理学会理事長
木下 賢吾	日本バイオインフォマティクス学会理事
杉山 将	理化学研究所革新知能統合研究センター長
瀬戸 泰之	がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議議長
土岐祐一郎	日本癌治療学会理事長
中釜 齊	国立がん研究センター理事長/日本癌学会理事長
中川 俊男	日本医師会会長
中山 讓治	日本製薬工業協会会長
藤原 康弘	医薬品医療機器総合機構理事長
久川 芳三	日本衛生検査所協会会長
松原 洋一	日本人類遺伝学会監事
間野 博行	国立がん研究センターがんゲノム情報管理センター長 (がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会座長)
三島 良直	日本医療研究開発機構理事長
宮野 悟	東京医科歯科大学 M&D データ科学センター長 (がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会副座長)
武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授/日本生命倫理学会理事
門田 守人	日本医学会会長/日本医学会連合会長
山口 俊晴	先進医療技術審査部会座長
渡部 眞也	日本医療機器産業連合会副会長

がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議 オブザーバー

葛西 重雄	厚生労働省データヘルス改革推進本部プロジェクトチーム技術参与/独立行政法人情報処理推進機構CIO補佐官
-------	---

(任期：令和2年8月1日～令和4年7月31日)
(五十音順・敬称略)